

令和元年度及び令和2年度入札参加資格者名簿登載者の中間年の市税等納税状況等の確認について

令和元・2年度入札参加資格者名簿に登載されている方について、中間年での市税等についての納税状況等の確認を行いますので、該当する場合は次により納税証明書等を提出してください。

なお、提出により滞納がないと確認できた者は、令和2年4月1日以降も引き続き入札参加資格を有することとしますが、滞納がある者又は納税証明書等の提出がない者は、納税を確認できるまで入札参加を制限する場合があります。

※令和元・2年度入札参加資格申請を行っていない方につきましては、遠野市ホームページに掲載しております「工事 物品等の入札・契約 入札参加資格申請について」をご覧ください申請手続きをお願いします。

1 対象業者及び提出期間等

(1) 対象業者

令和元・2年度競争入札参加資格申請を提出した者

(2) 提出期間等

- ア 受付期間 令和2年1月6日（月）から令和2年3月23日（月）までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。（郵送による提出の場合は令和2年3月23日消印有効とする。）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間は除く。

(3) 提出先

〒028-0592 岩手県遠野市中央通り9番1号とびあ庁舎
岩手県遠野市総務企画部財政担当
TEL 0198-62-2111(代)内線 225・226 FAX 0198-62-2148

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

2 提出書類

別表1の納税証明書を提出。

※提出日において、最新の納税証明書とする。なお、先の入札参加資格申請時（R1・2）に提出した納税証明書と同じ証明書の提出しかできない場合は、今回の期間内の提出は不要とします。この場合、最新の納税証明書の提出が可能となり次第、速やかに提出いただきますようお願いいたします。

※受任されている場合の納税証明書については、本社及び受任先における全税目について納税証明書の提出をお願いします。

別表 1

納税証明書区分

区 分	遠野市内に営業所を有する者（市内業者）	岩手県内に営業所を有する者（県内業者）	岩手県内営業所を有しない者（県外業者）
提出書類	1. 遠野市が発行する納税証明書 （様式第 59 号の 2） 2. 広域振興局等が発行する納税証明書 （様式第 111 号イ） 3. 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書 （その 3－3） (2) 個人の場合 納税証明書 （その 3－2）	1. 市町村区が発行する納税証明書 2. 広域振興局等が発行する納税証明書 （様式第 111 号イ） 3. 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書 （その 3－3） (2) 個人の場合 納税証明書 （その 3－2）	1. 市町村区が発行する納税証明書 2. 都道府県が発行する納税証明書 3. 税務署が発行する納税証明書 (1) 法人の場合 納税証明書 （その 3－3） (2) 個人の場合 納税証明書 （その 3－2）
証明を要する税目	1. 遠野市が賦課徴収するすべての税目 (1) 市民税 (2) 固定資産税 (3) 軽自動車税 (4) 国民健康保険税 2. 岩手県が賦課徴収するすべての税目 (1) 県民税 (2) 事業税 (3) 自動車税 3. 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税	1. 市町村が賦課徴収するすべての税目 (1) 市町村民税 (2) 固定資産税 (3) 軽自動車税 (4) 国民健康保険税 2. 岩手県が賦課徴収するすべての税目 (1) 県民税 (2) 事業税 (3) 自動車税 3. 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税	1. 市町村区が賦課徴収するすべての税目 (1) 市町村民税、特別区民税 (2) 固定資産税 (3) 軽自動車税 (4) 国民健康保険税 2. 都道府県が賦課徴収するすべての税目 (1) 都道府県民税 (2) 事業税 (3) 自動車税 3. 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税
証明を要する納税時期等	1. 消費税及び地方消費税を除く納税証明書は、資格審査を受けようとする日の属する年度に係る税のものとし、申請書を提出しようとする日以前の 3 箇月以内に発行されたものに限る。 2. 消費税及び地方消費税の納税証明書は、未納税額のない旨が記載されたものとし、申請書を提出しようとする日以前 3 箇月以内に発行されたものに限る。 3. 課されていない税については、納税証明書の提出を要しない。 4. 納税証明書の提出は、原本又はその写しとする。 5. 受任している場合は本社及び受任者についても納税証明書の提出を要する。		